

準 備 書 面（最終）

平成 24 年 12 月 25 日

横浜地方裁判所第 1 民事部合議 B 係 御中

原 告 比 留 間 哲 生

同 長 谷 川 誠 二

同 柴 田 哲 夫

同 永 田 親 義

被 告 横 浜 市 長 林 文 子

被告の準備書面 6 に対して以下のとおり反論する。

記

I. 第 2 の 1. 原告らの請求は最高裁の判断基準に照らして明らかに非財務会計行為にかか
るものである、に対する反論

1. 被告は引用を間違えた判決に基づき議論を展開している

被告は、準備書面 6 の第 2 の 1、原告らの請求は最高裁の判断基準に照らして明らかに非財務会計行為にかか
るものである、において、平成 2 年判決を引用して議論を展開している。平成 2 年判決について被告の準備書面 1 で「最高裁平成 2 年 6 月 5 日判決（以下、「平成 2 年判決」という）」として明確に定義している

(7頁)。しかし最高裁平成2年6月5日判決には被告が平成2年判決として引用した内容はなく、それは最高裁平成2年4月12日第一小法廷判決であることが判明した。それは当該判決の内容として被告が準備書面1で引用した文章(2頁)が準備書面6の第2.1.(1)の内容と殆んど同じだからである。こうして被告が言う平成2年判決は最高裁平成2年4月12日判決であることが明らかとなった。

このように、間違った資料に基づく被告の主張を当事者自身が訂正しない中、そのまま取り上げて反論することは常識的に考えられないことであり、ましてや論理的であるべき口頭弁論の場で決してあってはならないことは原告らは十分承知している。ただ、論理的でないとして反論しないことによって原告らに不利益が齎されることがないために、被告の判決引用の間違いを正した上でその主張に反論することとする。

2. 原告らの請求は非財務会計行為にかかるものと断定する被告の主張には確たる根拠はない

1) 被告の主張

被告は準備書面6の第2.1.(1)で「ある行為が住民訴訟の対象たる財務会計行為に該当するか否かは、当該行為が一定の財産の財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処置を直接の目的とするものであるか否かという基準に照らして判断される。これは、最高裁平成2年4月12日判決により確立した基準であり、もはや争いの余地のないところである」と述べた(3)上で、「財務会計行為の該当性は最高裁平成2年4月12日判決の示した上記基準によって判断されるのであり、本件において、本件区民意識調査のアンケート実施方法の決定行為が、専ら何らかの財産の財産的価値に着目してその価値の維持や保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の財産管理行為ではないことは明らかである」とし、(4)において「このように、原告らの請求は財務会計行為の違法ないし不当性をいうものでない以上、本件訴えは住民訴訟の対象とならない不適法なものである」と断定している。

2) 被告は引用した判決の意味を超えて拡大適用している

原告らは、最高裁平成2年4月12日判決で示された基準が住民訴訟における財務会計行為についての該当性の判断基準として確立したものであることについて何の異論もない。ただ、この基準の適用に関する被告の主張は、当該判決の意味を超えたものに思われる。というのは、被告は当該判決で示された基準が住民訴訟案件の全てをカバーするものとして普遍化しているからである。当該判決は京都市の保安林内の市有地に市道を建設するに際し、市建設局長らが請負人らをして道路建設工事をさせる旨の工事施行決定書に決裁した行為に関するものであり、判決は「上告人らの右行為は…本件土地の森林（保安林）としての財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の財産管理行為には当たらないと解するのが相当である。してみれば、上告人らの行為は法242条の2に定める住民訴訟の対象となる行為とはいえないから、被上告人らの本件訴えは不適法というべきである」となっている。因みに、本件は1審および2審では住民らの訴えが認められたものが最高裁で上告人ら（市建設局長ら）の主張が認められたものである。

当該判決では上告人らの右行為として、「本件土地の森林（保安林）としての財産的価値に着目し」となっているように、この件は保安林といういわゆる市有財産に関わるもので、誰が見ても一般に財産と呼ばれるものが対象であって、一般に財産と呼ばれないような問題まで含めた言い方はしていないのである。しかるに被告は、第2.1.(1)で「ある行為が」と書き換えて広く一般的問題に拡大適用した言い方に変えており、これは判決の意味を逸脱して意図的に拡大適用するものと言われても仕方がないのであろう。

3) 被告の主張は住民監査請求に関する法242条1項の定めと相容れない

住民監査請求に関する法242条1項は「普通公共団体の住民は、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるときは、…」として監査請求ができるケースを列挙している。このように住民が監査請求をすることがで

きる項目は広く行政行為全般に及んでおり、そのため監査請求を前置とする住民訴訟の内容もこれに応じて多岐にわたっているものであり、最高裁平成 2 年 4 月 12 日判決はその中の「財産の取得、管理若しくは処分」の項目に関わるものである。周知の如く住民監査請求で最も多いのは納税者である住民による税金の無駄遣い、つまり法 242 条 1 項に言う「違法若しくは不当な公金の支出」の問題であり、従って住民訴訟もこれに関わるものが圧倒的に多いのである。本件もその一つであり、訴状に述べた如く、本件請求は不当な意識調査と間違った集計結果を公表するという一連の行為による税金の無駄遣いを違法として監査請求し、これが却下されたのを受けて住民訴訟を提起したものであり（訴状 9 頁目）、このことは本件審理を通じて一貫して主張しており、これが法 242 条 1 項にある「違法若しくは不当な公金の支出」に当たるものとして正当な請求の権利を有するものであることは間違いない。しかるに被告は、「最高裁平成 2 年 4 月 12 日判決示した基準により、本件区民意識調査のアンケート実施方法の決定行為が、専ら何らかの財産の財産的価値に着目してその価値の維持や保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の財産管理行為でないことは明らかである」として本件訴えは住民訴訟の対象とならない不適法なものであると断定している。

被告のこの論法によると、一般に財産と呼ばれるようなものに関して、その財産的価値に着目した件でないものは住民訴訟の対象にならないということであり、そうだとすれば、いわゆる財産と呼ばれるものと直接関連のないもの、例えば「違法若しくは不当な公金の支出」に関する件はすべて住民訴訟の対象とはなり得ず、不適法なものとして却下されるということになる。「違法若しくは不当な公金の支出」に関する住民訴訟は膨大な数に上るはずであり、これらの多くは本件と同じように一般に財産と呼ばれるものについてその財産的価値に着目したものではないと考えられるので、これらは不適法ということになる。

しかしこれが法 242 条 1 項の定めと相容れないことは、最高裁平成 18 年 4 月 28 日判決によっても明らかである。この事件は東京都羽村市の土地区画整

理事業が違法であると主張して同事業のために支出された公金の返還および同事業に対する公金支出の差止めを求めた住民監査請求とその却下を受けて提起した住民訴訟について、同判決は住民の訴えを認めて勝訴としたものである。この判決は被告の言うところの財産に関してその財産的価値に着目した件についてではなく、本件とまさしく同じ内容すなわち違法な公金の支出についてのものであり、このことについては準備書面（一）（1～5頁）に上記判決を引用して詳細に論じたので、ここでも繰り返さないが、原告らの訴えを不適法と断定する被告の主張はこの最高裁判決に照らして失当であることは明らかである。

なお、被告は原告らが最高裁平成2年4月12日判決の事案と本件とでは公金の支出の有無という違いがある点を強調するが、財務会計行為の該当性が単なる公金の支出の有無によって判断されるものではないと述べている（2頁）。しかし、上述したように、原告らは単なる公金の支出の有無のみを問題にしているのではなく、法242条1項と関連して住民監査請求と住民訴訟に関するより重要な問題を論じているのである。

II. 第2.2. 区民意識調査で南線に関する設問を取り上げるか否かも区政推進課長の裁量行為である、に対する反論

被告は、区民意識調査で南線に関する設問を取り上げるか否かは区政推進課長の裁量の範囲内であるから、これを取り上げたことは何の問題はないと主張している。被告がこのように強く主張するのは、区政推進課長の裁量についての定めなり規約なりがあって、それを根拠にしていると思われるので、それを示した上で主張すべきであり、それが議論の在り方であることを最初に指摘しておく。ただ、原告らはこれが区政推進課長の裁量の範囲内か範囲外かという形式論に拘っているのではない。原告らが言いたいのは、扱う問題がどれだけ重要なものかどうかということこそ注目すべきだということである。仮に問題が区政推進課長の裁量の範囲内であったとしても、当人にとってそれが独りで判断し、決断するには問題が重要に過ぎると考えたときは、上司である区長なりに話して意見を聞いて事を進めることは常識

的に考えて当然ありうるし、栄区の区民意識調査に未だ前例のない南線に関する設問を取り上げるに当たってそのようにしたに違いないと原告らは主張しているである（準備書面（二）8頁、同（三）4頁、同（四）6～8頁）。

これに対して、被告は「原告らは、南線に関する設問を取り上げるか否かは極めて重要な問題であるから区政推進課長の一存で決定することはできないと主張するようであるが、重要度の大小に関わらずどのような設問を取り上げるかは一様に区政推進課長の裁量によるものであり、重要度により裁量の範囲外とされる根拠はどこにもない」と主張している。被告の主張は裁量の範囲内か範囲外かで事が決められるというものであるが、これは規則一辺倒の形式論であり、現場で事を進めるに当たっては、事の重要性が問題になる場合が多く、たとい裁量の範囲内であっても独りで決断するのに躊躇することは屡起きるのであって、そのとき上司なりに相談することは当然ありうるのであり、原告らはこのような現実論を言っているのである。

Ⅲ. 第2. 3. 本件設問の設問文、回答方式、回答集計方法等に何ら問題はない、に対する反論

この問題は、本件における重要な争点として訴状に対する答弁書以来、議論が続けられ、原告らが南線に関する設問 13 は誘導的であり集計法に誤りがあることを主張するのに対して、被告がこれに反論する形でのやりとりが行われてきた。その中で、社会調査の専門家である玉川大学小山雄一郎准教授による学問的見地からの意見書が提出され、これにより原告らの主張の正しさが確認されてこの問題は決着したと原告らは考えており、従ってここではこれ以上言及することはしない。

ただ被告が原告の準備書面（四）において、本件設問を無作為に抽出した 3000 人を対象に行ったことは不当であると述べているとしていくつか問題を指摘しているので、これらに対して回答と反論をしておきたい。被告は「回答者の無作為抽出がアンケート方法として極めて中立的であることはいうまでもないところである」として、宛も原告らが回答者を無作為抽出したことに異議を申し立てているかのよう述べているが、これは全く見当外れであり、原告らはアンケート調査の対象者

を無作為抽出で選ぶのは最も公正な方法であり、殆んどの場合この方法が採られていることも十分承知しており、この方法そのものを問題とするほど非常識ではない。

原告らが問題にしているのは、無作為抽出した 3000 人の中には南線計画路線から遠く離れているため、南線の存在すら知らない人も数多くいるため、これらの人達に南線の利点を並べてこれに期待するかと問えば多くの人が期待すると答えるに違いないし、これは明らかに誘導的であり、結果は極めて偏ったものになると主張しているのである。その上で、このような場合はどうすべきかについて小山意見書（甲 34 号証）は、まず南線について知っている人と知らない人を分けて、前者に対して内容を問う形にすべきであるとしており、この方法は多くのアンケート調査で採られているのである。

被告は、南線の存在を知らない人がいる可能性があるからこそ本件設問のように設問文において南線について一般的な説明ないし情報を提供することが必要であると主張している。しかし、専門家はこのことが問題であるとしているのである。すなわち、問 13 の設問の冒頭に「横浜市では横浜環状南線の整備を推進しています」とした上でいろいろ利点が並べてあれば、回答者の多く、とくに南線についてよく知らない人は、行政が進めている便利な道路ということでそれに期待すると答えるのは容易に考えられることであり、これは明らかに誘導的な記述であり、専門的にはこれは威光暗示効果として間違ってもあってはならないこととされていることを知るべきである。

IV. 第 3. 結論に対する反論

1) 本件は最高裁 18 年判決の射程外であるとする被告の主張について

被告は、「準備書面 1 でも述べたとおり、本件は最高裁 18 年判決の射程外である以上、同判決を引用して本件区民意識調査にかかる一切の公金支出を違法ないし不当とする原告らの主張は全く理由のないものであり、…」(5 頁) と述べている。これは原告らが準備書面 (一) (1~5 頁) で、東京都羽村市の土地区画整理事業に関する住民訴訟が、最高裁 18 年 4 月 28 日判決で住民勝訴となった件を取り上げ、この件と類似した本件の訴えは当然認められるものと考えたと主張した

のに対して、被告は準備書面 1 でこれに反論し、同判決の案件と本件は異なるものであり、従って同判決の射程外であって原告らの主張は失当であると主張した(8～9 頁)。これに対して、原告らは、準備書面(二)(15～18 頁)において、被告が本件を前記最高裁 18 年判決の射程外であるとする主張がいかにか事実を無視した観念論に過ぎないかを詳細に論じて反論したのである。被告はそれに対して一切反論しないまま突然準備書面 6 の結論で本件は不適切な訴えとして却下を免れないものであることを改めて述べておくとしており、これは徹底した議論を避けた勝手な主張以外の何ものでもない。

2) 原告らは南線建設反対の意見を述べる場として本件訴訟を利用しているに過ぎないという被告の主張に対する反論

被告は、何の根拠も理由も示さないまま突如「原告らは、結局のところ、南線建設反対の意見を述べる場として本件訴訟を利用しているに過ぎず、…」と述べている(6 頁)。この主張がなぜここに出てきたのかわからないが、もし被告横浜市が原告らが本件訴えを利用して南線反対運動を行っているとは本当に考えているとすれば、それは良好な生活環境の保全を図り、大気汚染、騒音、地盤沈下などの道路公害から身を守るための市民の真剣な運動への許し難い偏見である。訴状に詳しく述べたように(11～13 頁)、原告の一人を含む栄区の住民は、横浜市と神奈川県が間違った道路構造図を掲載したパンフレットを新聞折込みで夫々市と県の全戸に配布したのは税金の無駄遣いとして夫々の監査委員に監査請求し、これが却下されたのを受けて平成 4 年 9 月 18 日に横浜市長外 2 名及び神奈川県知事外 2 名を被告として夫々横浜地裁に住民訴訟を提起し、4 年間の審理を経て平成 8 年 10 月 28 日に判決が下された。この事件で被告横浜市市長らは、この件は財務会計上の問題ではなく、南線計画反対運動の一環としてなされたものであり、訴権の濫用に当たると主張した。被告横浜市長は本件でも原告らは南線反対の意見を述べる場として本訴訟を利用していると同じことを述べており、これは顕わな表現はないものの、暗黙裡に訴権の濫用を言っているとしか思われぬ。

しかし、平成 4 年の間違いパンフレットに関する訴訟と本件のいわゆるヤラセアンケートの問題はいずれも南線反対運動の中でたまたま起きた件であって、住

民が運動の一環として計画的に訴訟を提起したものではない。平成4年の件も本件も明らかに税金の無駄遣いであり、住民は納税者としてこれを決して容認できず住民訴訟に至ったものである。被告が本件について南線反対の意見を述べる場であるとして宛も訴権の濫用であるかのように主張するのは見当外れも甚だしいといわねばならない。これに対しては訴状13頁(2~10行)に引用した横浜地裁平成8年10月18日判決にあるように「本件訴訟は、その主張から明らかなように、虚偽のパンフレットの製作配布によって、地方公共団体が損害を受けたとして、その回復を求めるものであり、地方財務行政の適正化を図ることを意図した側面もあるから、これをもって訴権濫用に当たるとすることはできない」と述べておりこれをもって回答且つ反論とする。

V. 準備書面の訂正

準備書面(五)10頁2行目カッコ内の24頁を29頁に訂正する。

以上